

成年後見人・保佐人・補助人Q&A

選任されたらまずこれを

長野家庭裁判所

R3. 4

始めにお読みください

この冊子は、今後の成年後見・保佐・補助の事務を行う上で重要なことが記載されています。すべての内容をよく読んでいただき、分からないことがあったときに確認することができるよう、大切に保管してください。

なお、この冊子は、成年後見人の事務を中心に記載していますが、保佐人、補助人にも共通しますので（ただし、財産管理に関する記載は、保佐人、補助人に代理権が付与されている場合に付与された代理権の範囲内でのみ共通する。）、後見人を保佐人、補助人と読み替えて内容を確認してください。

【略語】

この冊子では、

成年後見人を「後見人」

成年被後見人を「被後見人」

成年後見監督人を「後見監督人」とそれぞれ記載しています。

【各種書式】

裁判所への報告のために使用する各種書式は、この冊子とは別に交付しますので、受け取ったことを確認して保管してください。

目次

Q 1	後見人の仕事	1
Q 2	後見人の責任	3
Q 3	裁判所との関係	4
Q 4	後見人の最初の仕事	5
Q 5	収入支出の計画	7
Q 6	収入支出の管理	8
Q 7	預貯金の管理の方法	9
Q 8	財産の使い道	10
Q 9	被後見人の財産の処分	13
Q 10	被後見人の居住用不動産の処分	14
Q 11	遺産分割に当たっての留意点	15
Q 12	後見人と被後見人の利益が相反する場合	16
Q 13	被後見人の財産がなくなったとき	17
Q 14	後見事務の報告（定期報告）	18
Q 15	報酬の付与	19

Q 1 6	後見人の追加的選任等	-----	2 0
Q 1 7	後見人の辞任	-----	2 1
Q 1 8	後見人の任務の終了	-----	2 2
Q 1 9	後見人であることの証明	-----	2 4
Q 2 0	登記事項に変更が生じた場合	-----	2 5
Q 2 1	保佐人の仕事	-----	2 6
Q 2 2	保佐人の仕事の進め方	-----	2 8
Q 2 3	補助人の仕事	-----	3 1
Q 2 4	補助人の仕事の進め方	-----	3 2
【参考書式】			
	現金出納帳の作成について	-----	3 5

Q1 後見人の仕事

このたび、後見人に選任されました。後見人の仕事について教えてください。

A 後見人は、被後見人（後見を受ける人のこと）の身上保護と財産管理を行います。

また、行った職務の内容を家庭裁判所又は後見監督人に報告します。

1 被後見人は、認知症、知的障害、精神障害などの原因により判断能力を欠くため、自分で治療や介護を受ける契約を結ぶことはできませんし、自分の財産を適切に管理することができません。そのような状態を放っておくと、十分な治療や介護が受けられなくなったり、財産が失われてしまうおそれがあります。そこで、被後見人に代わって、治療や介護を受ける契約を締結したり（身上保護）、財産管理をする人が必要になります。それが後見人です。このように後見人は被後見人にとってなくてはならない存在です。

ここで、**身上保護**とは、被後見人の生活や健康、療養看護等に関する職務をいいます。例えば、被後見人の住居の確保及び生活環境の整備、施設等の入退所の契約、被後見人の治療、介護や入院の手続などを行うことをいいます。

また、**財産管理**とは、被後見人の財産内容の正確な把握、年金の受領、必要な経費の支出といった出納の管理、預貯金の通帳や保険証書の保管などを行うことをいいます。

2 したがって、後見人は、被後見人の財産に関する法律行為について包括的に代理する権限を有し、これに対応して、被後見人の財産の全面的な管理権を有します。このような後見人の行うべき行為は被後見人の治療や介護など身上に関連する事項が多いので、後見人は、職務の遂行に当たっては、被後見人の心身の状態及び生活の状況に十分配慮しなければなりません（民法858条）。

- 3 家庭裁判所は、このような後見人の役割を踏まえ、被後見人の生活や財産の状況、後見人候補者の経歴、被後見人との関係など、さまざまな事情を考慮した上、被後見人のために誠実に、かつ責任をもって、その職務を果たすことができる方を後見人に選任しています。

後見監督人とは

後見監督人は、被後見人やその親族、後見人の請求によって、又は裁判所の職権により、裁判所が選任します。後見監督人は必ず選任されるものではなく、必要に応じて選任されます。また、後見開始後、追加的に選任されることもあります。

後見監督人の基本的な仕事は、後見人の事務を監督することですが、この後見監督事務を通じて後見人への指導及び助言、さらには後見人からの相談対応を行います。

Q 2 後見人の責任

後見人の責任について教えてください。

A 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときには、家庭裁判所が後見人解任の審判をすることがあります。また、これとは別に、不正な行為によって被後見人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

1 解任

不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由とは、例えば、後見人が被後見人の財産を横領する行為（後見人自身や後見人の子どもなど、被後見人以外の者のために被後見人の財産を費消するような行為）、被後見人に損害を与えかねない不適切な方法による財産管理、身上保護や財産管理といった後見人としての任務を怠ること、家庭裁判所への後見事務の報告を怠ること、家庭裁判所の指示に従わないことなどのことです。

2 民事上の責任

後見人は、被後見人のため、十分な注意を払って、誠実にその職務を遂行する義務を負っていますので、故意又は過失によって被後見人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

3 刑事上の責任

後見人が被後見人の財産を横領した場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

4 財産管理に当たっての心構え

以上の責任は後見人が被後見人の親族であっても免れることはできません。親族であっても後見人となった以上、被後見人の財産は、あくまでも「他人の財産」であるという意識を持って財産管理を行ってください。

Q 3 裁判所との関係

後見人になったら、家庭裁判所に何か報告しなければならないのでしょうか。また、家庭裁判所に呼ばれることがあるのでしょうか。

A 後見人になると、まず、財産目録等を作成して、家庭裁判所又は後見監督人に提出しなければなりません（Q 4 参照）。

その後も、定期的に書面により後見事務の報告をしていただきますし（Q 1 4 参照）、臨時で報告していただくこともあります。また、家庭裁判所に出向いて説明するよう求められることもあります。

後見事務は、被後見人に適切な療養看護を受けさせ、その財産を適正に維持管理するために行われるもので、後見人と家庭裁判所又は後見監督人が協力する必要があります。そのため、後見人は、必要に応じて、家庭裁判所に対し連絡や相談をしていただくとともに、家庭裁判所や家庭裁判所から選任された後見監督人の監督を受けることになっています。これを「後見監督」といいます。具体的には、家庭裁判所や後見監督人に対し、被後見人の治療や介護はどのようにされているか、その財産管理の現状はどのようになっているかなどを定期的に書面で報告していただきます。また、必要に応じて、口頭による説明を求められることもあります。そのため、後見人は、日ごろから、自分が行った職務の内容を記録にとどめるとともに、金銭を支出したことを裏付ける領収書等の資料を残すなどして、家庭裁判所や後見監督人にその内容を報告できるようにしておく必要があります（Q 4、Q 6、Q 1 4を参照してください）。

Q 4 後見人の最初の仕事

後見人に選任されて、まずしなければならないことは何ですか。

A まず、速やかに被後見人の財産、収入、支出としてどのようなものがあるかを調査し、年間の支出予定を立てた上で、財産目録及び収支予定表を作成して、指定された期限までに家庭裁判所に提出してください（後見監督人が選任されている場合は、後見監督人を通じて提出してください。）。

なお、財産目録等を提出するまでは、急を要する行為以外はしないようにしてください。

1 後見人の最初の仕事は、被後見人の収支や財産の内容を正確に把握することです。後見人が被後見人の収支や財産を管理するためには、その内容を知らなければならないからです。財産（預貯金、不動産、生命保険、有価証券、現金等）、収入（年金、給与、家賃等）、支出（生活費、医療費、施設費、税金、社会保険料等）、負債など、どのようなものがあるかを調査してください。

もし、これまで後見人以外の方が被後見人の財産を事実上管理していた場合には、速やかに、財産の引継ぎを受けてください。

2 後見人に選任された方は、調査結果に基づき、財産目録及び収支予定表を作成してください。財産目録の作成に当たっては、預貯金であれば最新の残高が記載された通帳、生命保険であれば保険証書等、不動産であれば全部事項証明書（登記簿謄本）等、それぞれの資料に基づいて正確に記入してください。また、収支予定表の作成に当たっては、収入支出の計画を立てる必要があります。Q 5を参照して収入支出の計画を立ててください。後見監督人が選任されている場合は、調査や目録の作成には後見監督人の立会いが必要になります（民法853条2項）。

なお、家庭裁判所に提出された書類等はお返しできませんので、ご自身が提出

した書類等は必ずコピーをとって手元に保管し，後日，裁判所書記官から提出書類等への質問がある場合に備えてください。

Q 5 収入支出の計画

被後見人の療養看護など、必要となる費用を予定しなければならないそうですが、どのようにすればよいのでしょうか。

A 年間の収入と支出の見込みを明らかにしてこれを対比し、被後見人が適切な療養看護を受けることができるように、中長期的展望に立って、できるだけ被後見人の利益になるように計画を立ててください。

- 1 後見人に選任されたら、まずは被後見人の財産、負債、収入と支出を把握することになります（Q 4 参照）。その上で、年金などの決まった収入、医療費や税金などの決まった支出を計上し、年間の計画を立ててください。収入の範囲内でやりくりできるのか、毎月どの程度の余裕があるのか、あるいは、預貯金を取り崩さないと生活を維持できないのか、などについて見極めてください。
- 2 収支予定表への金額の記入は、月額でお願いします。例えば、年金は通常2か月ごとに支給されますので、その半額が1か月の収入となります。また、固定資産税のように、支払が毎月でないものは、年額を12等分したものが月額となります。

さらに、入院費のように、その月によって金額が違うようなものは、それまでの実績の平均を算出してください。

Q6 収入支出の管理

被後見人の生活費など、お金の出入りについて、詳しい家計簿をつけなければなりませんか。私自身、日頃、家計簿をつける習慣がなく、心理的にかなり負担に思います。

A 後見人は、被後見人の財産を、他人（後見人・親族等）の財産と区別して管理する必要があります。収入支出はできる限り預貯金通帳に反映させるようにし、現金で管理している部分については、日頃から金銭出納帳などの家計簿でその使用用途をこまめにつけるようにしてください。また、個々の支出を裏付ける領収書、レシート等を残しておいてください。

- 1 後見人に選任された方が、被後見人の親族である場合もありますが、後見人となった以上、被後見人の財産は、あくまでも「他人の財産」であるという意識を持っていただく必要があります。後見人や第三者の財産と被後見人の財産とを混同しないようにしてください。ある財産が被後見人のものか、後見人のものか明らかでないというときには、後見人の勝手な判断で被後見人名義の財産を後見人名義に変更したりせず、その財産の管理方法について、家庭裁判所に相談してください。
- 2 収支については、なるべく預貯金通帳で管理することをおすすめします。口座振込みなどをできる限り利用し、収入と支出を預貯金通帳に反映するように心がけてください。その上で現金で管理している部分については、現金出納帳をつけてください（記載例については35頁を参照してください）。
- 3 現金出納帳は、必要に応じて家庭裁判所に提示していただくことがあります。また、個々の支出を裏付ける領収書、レシート等も提示していただくことがありますので、月ごとに整理して保管しておいてください。

Q 7 預貯金の管理の方法

- 1 最近は金利が低いので、元本割れの危険はあるものの、利回りがよい方法で運用してもよいでしょうか。
- 2 被後見人名義の預金がありますが、後見が開始された後、口座の名義を変える必要がありますか。

A 1 金利が低くても、元本が保証される安全確実な方法で管理してください。

2 通帳の名義は、「被後見人名義」か「成年被後見人〇〇〇〇成年後見人口〇〇〇」にしてください（ただし金融機関によって扱いが異なります。）。

1 被後見人の財産管理は安全確実であることが基本です。後見人の判断で、元本保証のない投機的な運用（株式購入、投資信託、外貨預金など）を行うことは避けてください。また、多額の金銭を預貯金ではなく、現金で保管すること（たんす貯金）は、紛失、盗難の危険があるため認められません。現金で保管する金額は、日常の支出に必要な限度（50万円くらい）にとどめてください。

万一、被後見人に損害が発生した場合は、後見人を解任される可能性（民法846条）があるばかりでなく、新しい後見人から損害賠償を請求される可能性もあります。

2 後見人に選ばれたら、その後の安全、円滑な取引のために、通帳の名義は「被後見人名義」か「成年被後見人〇〇〇〇成年後見人口〇〇〇〇」に変更してください。これは、後見人の財産と被後見人の財産を明確に区別するためです。

ただし、金融機関によって取扱いに違いが見られるようですので、個別のケースでは各金融機関にご相談ください。

3 残高の少ない口座が多数あるなど、管理上支障がある場合は、1つの口座にまとめてもかまいません。ただし、この場合には、口座間の移動経緯がわかるようにしておいてください。

Q8 財産の使い道

お金を使う際、具体的に、どのようなものに支出してよいのでしょうか。また、支出してはいけないものにはどのようなものがあるのでしょうか。

A 原則として、被後見人自身のための支出に限られます。そのため、被後見人の財産をその配偶者や子、孫などに贈与したり、貸し付けたりすることは、たとえ税法上の優遇措置があったとしても、原則として認められません。相続税対策を目的とする贈与等についても同様です。ただし、被後見人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費については、適正な範囲内で支出できますし、被後見人が負っている債務の弁済金、後見人がその職務を遂行するために必要な経費を支出できます。

1 被後見人の生活費

まず、被後見人自身の食費、被服費、医療費等、被後見人自身の生活に必要な費用については、被後見人の財産から支出することができます。

ただし、被後見人の収入・資産等に照らして相当と認められる範囲内という制約があります。その時点では被後見人に十分な資産があると思われる場合でも、将来収入が減ったり、思いもかけない支出が必要になったりすることも考えられます。したがって、後見人としては、被後見人の財産の総額、今後の収入の見込み、支出の必要性、金額等を十分検討し、中長期的な展望に立って、その支出が相当かどうかを判断しなければなりません。

2 被後見人の被扶養者の生活費

被後見人に一定の収入や資産があり、収入がない配偶者や未成年の子がいる場合には、被後見人は、配偶者や子に対して扶養義務を負っていることとなります。

そのため、配偶者や子の生活費について、適正な範囲内で被後見人の財産から支出することができます。適正な範囲の額については、上記1のような要素を参考に中長期的な展望に立って判断してください。

3 被後見人の負っている債務の弁済

被後見人が第三者に対して債務を負っている場合には、後見人として当然被後見人の財産から弁済しなければなりません。

ただし、債務といっても、例えば被後見人が経済的に困っていた時期に身内から証書等も作らず受け取った金員など、贈与（もらったもの）なのか借入金（返すべきもの）なのか、法律的な趣旨があいまいなものもあります。

したがって、債務について証書等が残っていない場合は、被後見人が本当に債務を負っているかどうか十分確認する必要があります。そういった事情がある場合には、弁済する前に家庭裁判所又は後見監督人に相談してください。

4 後見事務遂行のための経費

後見人がその職務を遂行するために必要な経費は、被後見人の財産から支出することができます。例えば、後見人が被後見人との面会や金融機関に行くための交通費、被後見人の財産の収支を記録するために必要な文房具、コピー代等がそれに当たります。ただし、これらについても、支出の必要性、被後見人の財産の総額等に照らして相当な範囲に限られます。したがって、例えば、交通費は、原則として電車やバスといった公共の交通機関の料金、ガソリン代に限られ、高額なタクシー代等については、特別の事情がない限り認められないこととなりますから、注意してください。

5 その他

上記1から4まで以外であったとしても、被後見人の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。例えば、親族や親しい友人の慶弔の際に支払う香典や祝儀等については、常識的な範囲内であれば被後見人の財産の中から支出して差し支えありません。ただし、被後見人のために自宅を修理・改築し

たい，被後見人の送迎のために自動車を購入したいといった場合など，多額の支出が見込まれる場合は，家庭裁判所又は後見監督人に相談してください。

Q 9 被後見人の財産の処分

被後見人の財産を処分したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 被後見人の財産（居宅に関するものを除く。Q 10参照）の処分は、後見人の責任で行ってかまいません。ただし、被後見人に損害を与えないよう、処分の必要性、他の方法の有無、被後見人の財産の額などを事前に十分に検討した上で必要最小限の範囲で行ってください。

後見人は被後見人の財産を適正に管理する必要があります。土地を売却すれば費消されやすいお金になったり、抵当権を設定すれば財産的価値が減少したりするので、むやみに財産を処分することは望ましいことではありません。

ただ、さまざまな理由で被後見人の財産を処分する必要性が生じることもあるでしょう。そのような場合、後見人は、自己の責任において被後見人の財産を処分することができます。処分に当たっては、その必要性、他のより安全な方法の有無、被後見人の現在の財産額などを考慮して、被後見人に損害を与えないように注意する必要があります。万一、被後見人に損害が生じた場合、後見人は賠償責任を負う可能性があります。したがって、重要な財産を処分する場合で、後見人だけでは判断に困ることがあれば、事前に、家庭裁判所又は後見監督人に相談してください。その場合、事情によっては、処分しようとしている財産や処分の方法等について、家庭裁判所に資料等を提出していただく場合もあります。また、財産を売却した場合、売却代金は被後見人の口座で適正に管理してください。売却代金を元手に被後見人の財産を殖やそうとして投機的運用などしてはいけません。

なお、被後見人の自宅の土地、建物などの処分については、家庭裁判所の許可が必要ですので注意してください（Q 10参照。民法859条の3）。

Q10 被後見人の居住用不動産の処分

被後見人の居住用不動産を処分（売却，賃貸，賃貸借の解除，抵当権の設定等）したいと思っています。どうしたらよいでしょうか。

A 被後見人の居住用不動産を処分するには、「居住用不動産処分許可」の申立てをし、家庭裁判所の許可を得る必要があります（民法859条の3）。

1 被後見人の居住用不動産とは，被後見人が所有権又は賃借権等を有する居住するための建物又はその敷地をいいます。これには，被後見人が現に住居として使用している不動産に限らず，被後見人が現在は入院又は施設入所しているため居住していないが，過去に居住したことがある不動産や将来居住する可能性がある不動産なども含みます。

また，処分には，売却や取り壊しだけでなく，賃貸，賃貸借の解除，抵当権の設定なども含まれます。

2 被後見人の今後の生活を考えた時，住まいは，最も重要な問題です。そこで，被後見人の生活に支障を来すことのないよう，被後見人の居住用不動産を処分する時は，家庭裁判所の許可を得なければならないことになっています。

許可を受けずに売却したり抵当権を設定したりすれば，その契約は無効です。

Q 1 1 遺産分割に当たっての留意点

近々、遺産分割が予定されていますが、被後見人は相続人の1人です。遺産分割協議に当たり、被相続人の相続分（取り分）をどのように決めたらよいか、思案しています。

A 遺産分割協議をする場合、被後見人が不利益を被ることがないように、十分に配慮してください。基本的には、法定相続分（民法900条参照）が被後見人の取り分と考えてください。

- 1 遺産分割協議においては、被後見人の相続分について、原則として法定相続分を確保していただきます。それが、相続における被後見人の権利を守ることになるからです。
- 2 ただ、遺産の内容や被相続人との関係、その土地の慣習、他の相続人の構成などを踏まえると、原則どおりに分割することが必ずしも妥当ではないと考えられる場合には、家庭裁判所又は後見監督人にご相談ください。
- 3 相続人の間で意見がまとまらず、分け方が決まらない場合は、家庭裁判所の調停を利用する方法もあります。
- 4 なお、後見人と被後見人がともに相続人である場合、遺産分割協議に当たり、特別代理人選任の手続が必要になることがあります（Q 1 2 参照。民法860条、同826条）。

Q 1 2 後見人と被後見人の利益が相反する場合

後見人は被後見人と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

A 遺産分割手続のための特別代理人を選任する必要があるため（民法860条、同826条）、「特別代理人選任」の申立てをしなければなりません。ただし、後見監督人が選任されている場合は、同人が被後見人を代理することになりますので、特別代理人選任の申立てをする必要はありません。

1 後見人が、自分の立場と被後見人の法定代理人という2つの立場を兼ねてしまうと、その気になれば、自分の取り分を多くして、被後見人の取り分を少なくすることも可能です。このように、後見人と被後見人の利益が相反している関係のことを「利益相反」と言います。

利益相反になると被後見人の利益が守られない事態も想定されることから、その場合には、家庭裁判所が選任した特別代理人が被後見人の代理人になります。遺産分割の場合に限らず、後見人と被後見人の利益が相反する場合は、特別代理人が必要となります。ただし、後見監督人が選任されている場合は、特別代理人を選任する必要はありません。

2 特別代理人選任の申立ての際には、利益相反の関係に当たる行為について具体的に記載していただきます。遺産分割の場合は、遺産分割協議案を添付していただいています。

特別代理人は、その手続だけのために選ばれるものですから、手続が終われば、当然に任務は終了します。

Q 1 3 被後見人の財産がなくなったとき

被後見人の財産はほとんどありません。入院費などを支払って全部なくなってしまったら、後見人が被後見人の生活費を負担しなければなりませんか。

A 後見人ではなく、被後見人の扶養義務者が負担します（民法877条1項）。

もし、後見人自身が、被後見人の扶養義務者であれば、負担を求められることがあります。

身寄りがないなど、だれの援助も受けられない場合は、生活保護を受給することになります。

- 1 被後見人の生活に要する費用は、基本的には被後見人の財産から支払われることとなります。しかし、仮に被後見人の収入が十分でなく、被後見人の財産のみでは賄えない場合は、被後見人の扶養義務者（配偶者、親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹）が負担することとなります（扶養義務者が複数いる場合は、だれがどのように負担するかを話し合いで決めることとなります。決まらない場合は、家庭裁判所の調停を利用することもできます。）。後見人自身が扶養義務者であれば、被後見人の生活費を負担することもあるでしょう。
- 2 被後見人に身寄りがなく、扶養義務者がいなかったり、いても生活に余裕がなくて援助できないような場合は、生活保護など公的扶助に頼る以外にないでしょう。

Q 1 4 後見事務の報告（定期報告）

家庭裁判所への後見事務報告はどのようにすればよいでしょうか。

A 毎年、定められた期限までに、自主的に後見等事務報告書、財産目録、収支予定表及び資料などを家庭裁判所（後見監督人が選任されている場合は後見監督人を通じて）に提出してください。

なお、家庭裁判所からは事前に書類提出を依頼する連絡書面は送付しませんのでご注意ください。

1 後見監督（Q 3 参照）は、後見人に被後見人の生活状況と財産の管理状況を報告していただくことから始まります。

家庭裁判所は提出された報告書の内容を検討し、問題がなければ監督は終了しますが、場合によっては、資料の追加提出を求めたり、家庭裁判所までお越しいただくこともあります。

提出が必要な書面については、別途送付した定期報告に関するお知らせ書面にて確認してください。

2 定期的・臨時的な収入についての資料、定期的・臨時的な支出についての領収書などの資料は、家庭裁判所から提出を求められるときに備え、少なくとも次の報告時期までは後見人において月ごとに整理して保管しておいてください。

Q15 報酬の付与

後見人には報酬が支払われると聞きましたが、被後見人と親族の関係にあってももらえるのですか。

**A 後見人であれば、親族でも第三者でも報酬をもらうことができます。報酬を受け取るためには、家庭裁判所に「成年後見人に対する報酬の付与」の申立てをす
る必要があります。**

後見人は、その事務の内容に応じて、被後見人の財産の中から報酬を受け取ることができます。その場合には、後見人から家庭裁判所に対し、報酬付与の申立てをしていただかなければなりません。後見等事務報告時、後見人辞任時、後見終了時など、一定の職務を行った後に申立てをしていただくこととなります。家庭裁判所は、後見人の行った事務の内容などを考慮して、後見人に報酬を付与するのが相当かどうか、相当である場合には報酬の額をいくらとすべきかを決定します。

後見人は、家庭裁判所から報酬を付与する旨の審判がされた後、認められた額だけを被後見人の財産から受け取ることができます。したがって、後見人は、このような手続を経ずに自らの判断で被後見人の財産から報酬を受け取ることはできません。

なお、家庭裁判所が決めた報酬の額に不満があったり、報酬が認められなかったとしても、不服の申立てはできません。

Q 16 後見人の追加的選任等

後見人に選任され、実際に仕事をしましたが、思った以上に大変で、今後、一人で後見人の仕事を続けていく自信がありません。

A 弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門家等や他の親族を追加的に後見人に選任して共同して後見事務を行う方法があります（民法843条3項）。また、後見監督人を選任して、支援を受けながら後見事務を行う方法もあります。

1 後見人の職責は重く、仕事も多岐にわたるため、1人では荷が重すぎると感じられる方がいらっしゃいます。後見人は1人でなければならないということはありませんので、後見人を追加的に選任して、共同で後見事務を行ったり、1人は身上保護、もう1人は財産管理というように、仕事を分担して後見事務を行うこともできます。専門家等を追加的に選任する場合、特に財産管理について不安がある場合は、弁護士や司法書士を、特に身上保護に不安がある場合は、社会福祉士を選任することが考えられます。

このように、すでに後見人が選任されている場合でも、家庭裁判所は追加して後見人を選任することができますので、家庭裁判所又は後見監督人に相談してください。

2 また、後見人ではなく、後見監督人を家庭裁判所が選任して、後見人が後見監督人に相談したり、指導、助言を受けたりしながら後見事務を行うこともできます。

この場合は、家庭裁判所に相談してください。

Q 17 後見人の辞任

病気や高齢により、後見人の仕事を続けることができなくなった場合は、どうすればよいですか。

A 家庭裁判所に、「成年後見人辞任許可」の申立てをしてください（民法844条）。

1 後見人は、被後見人の権利や財産を守るため、家庭裁判所に適任であると認められて選任されたわけですから、後見人の都合で自由に辞任することができる。すると、被後見人の利益を守れなくなるおそれがあります。そこで、後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て辞任することができます（民法844条）。

「正当な事由」の例としては、病気や高齢のほかに、後見人が遠隔地へ転居することになって後見人の職務を円滑に行えなくなった場合などが考えられます。

2 後見人が辞任した場合は、他に後見人がいる場合を除いて、次の後見人を選ばなくてはなりません。そこで、被後見人の権利保護に支障を来さないように、成年後見人辞任許可の申立てと同時に、後任の後見人を選任するための「成年後見人選任」の申立てをし、もし、後任に適当な人の心当たりがあれば、その人を推薦してください（但し、その人が新しい後見人に選任されるとは限りません。）。

3 辞任が許可されたら、それまで管理していた財産を新しい後見人に引き継ぎ、新しい後見人から受け取った引継書（受領書）を家庭裁判所に提出してください。以上で後見人の任務が終了します。

Q 1 8 後見人の任務の終了

- 1 後見人に選任されましたが、後見人の役目はいつまで続くのですか。
- 2 後見人の役目を終わるときには何をしたらよいでしょうか。

A 1 後見人の任務が終了するのは、①被後見人が死亡したとき、②被後見人の判断能力が回復して後見開始の審判が取り消されたとき（民法10条）、③後見人を辞任したとき（同844条）、④後見人を解任されたとき（同846条）です。

2 任務を終了する際の大事なことは、財産の引継ぎです。後見人は、それまで管理していた被後見人の財産について、管理の計算をし、相続人、被後見人又は新しい後見人に財産の引継ぎをして任務が終了します。

1 被後見人が死亡したとき

被後見人が死亡したときには、速やかに家庭裁判所に連絡してください。除籍謄本又は死亡診断書の写しを提出していただくなど、必要な手続についてご説明いたします。また、東京法務局にも、後見の終了の登記を申請してください（問合せ先はQ 1 9参照。後見登記等に関する法律8条1項）。

管理していた財産は、相続人の1人に引き継いでください。

2 被後見人の判断能力が回復して後見開始の審判が取り消されたとき

判断能力が回復して、後見人が必要なくなった場合には、家庭裁判所に「後見開始の審判の取消」の申立てをしてください。取消の決定が出たら、後見人の任務は終了します。

この場合、被後見人であったご本人に財産を引き継ぎます。

3 後見人を辞任するとき又は解任されたとき

辞任についてはQ 1 7をご覧ください。

4 管理の計算

後見人の任務が終了してから2か月以内に、それまで行っていた財産管理の収支について計算をしなければなりません（民法870条）。後見監督人が選任されている場合は、後見監督人の立会いが必要になります（民法871条）。

計算が終わったら、その結果を、財産を引き継ぐ相手と家庭裁判所に報告してください。

* 万一、後見人ご自身が死亡したときは、ご親族のどなたかが家庭裁判所に連絡してください。被後見人の権利保護に支障を来さないよう、速やかに後任の後見人を選ばなければならないからです。

また、新しい後見人への財産の引継ぎは、ご親族にお願いすることになります。まずは亡くなった後見人固有の財産（特に現金）と混同しないように注意しながら、被後見人の財産をまとめてください。その上で財産目録を作成して新しい後見人に引き継ぎ、新しい後見人から引継書（受領書）を受け取り、家庭裁判所に提出してください。

Q19 後見人であることの証明

後見人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。

A 東京法務局又は全国の法務局・地方法務局の本局に登録事項証明書の交付を申請してください（後見登記等に関する法律10条）。

後見が開始されると、法定後見の種類、後見人の氏名、住所、被後見人の氏名、本籍、住所などが東京法務局に登録されます。登記された内容を証明するのが「登記事項証明書」で、これが、後見人であることの証明書になります。

「登記事項証明書」の申請は、郵送の場合、東京法務局民事行政部後見登録課にしてください。窓口での申請は、東京法務局以外の法務局、各地方方法務局の本局（支局・出張所は不可）で行うことができます。申請のために必要な書類等、詳細については、下記にお問い合わせください。

<郵送による申請>

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

電話03-5213-1360（ダイヤルイン）

<窓口での申請（長野県の場合）>

〒380-0846

長野市大字長野旭町1108番地

長野地方法務局 電話026-235-6611（代表）

Q 2 0 登記事項に変更が生じた場合

被後見人が転居しました。何か手続が必要ですか。また、後見人が転居した場合も何か手続が必要ですか。

A 東京法務局に登記事項の変更の登記申請書を提出してください（後見登記等に関する法律7条）。また、家庭裁判所に御連絡ください。

転居により住所が変わったり、婚姻、離婚、養子縁組などによって姓が変わったりすることがあります。この場合、登記されている住所や氏名と実際の住所や氏名との間に齟齬が生じることになるので、東京法務局に変更の登記を申請してください。また、家庭裁判所にご連絡ください。

後見人の登記事項に変更があった場合も同様です。

詳しくは、東京法務局にお問い合わせください（問合せ先はQ 1 9 参照）。

Q 2 1 保佐人の仕事

保佐人に選任されました。保佐人はどのような仕事をするのでしょうか。

A 保佐人は、被保佐人の意思を尊重しながら、同意権や取消権を行使し、又は与えられた代理権の範囲内で、被保佐人の生活、療養看護及び財産に関する事務を行うこととなります。

保佐人は、精神上の障害により判断能力が著しく不十分になり、重要な行為をする時は常に援助が必要である方(被保佐人)の援助をします。実際には、被保佐人が自分でできることは自分で行いますが、重要な行為については、保佐人が被保佐人の意思を尊重し、その心身の状態や生活状況に配慮して、被保佐人がしようとすることに同意して確定的に有効なものとしします。この重要な行為というのは、民法13条1項各号に定められている行為と、家庭裁判所で特に定めた行為のことです。

保佐人となられた方は、同意権と代理権の意味や、具体的にどのような行為に同意権が法定され、またどのような行為に代理権が付与されているのかをよく理解し、被保佐人の意思を十分に尊重する一方、被保佐人の利益にならない行為に対しては同意を与えないようにしたり、付与された代理権を適正に行使するといったことが要求されます。そのため、その仕事の遂行に当たっては、保佐の制度と自分に与えられた保佐人としての仕事の重要性とその内容の十分な理解が不可欠となります。

被保佐人が保佐人の同意を得ないで、契約などを行ってしまった場合、保佐人は、その行為が被保佐人にとって不利益であればこれを取り消し、不利益でないと考えられる場合にはこれを追認したりします。

また、保佐人が家庭裁判所の審判で代理権を与えられている場合には、その代理権の範囲で、被保佐人の代わりに法律行為をします。

《民法13条1項各号の行為》

- 1号 元本を領収し，又は利用すること
- 2号 借財又は保証をすること
- 3号 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
- 4号 訴訟行為をすること
- 5号 贈与，和解又は仲裁合意をすること
- 6号 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること
- 7号 贈与の申込みを拒絶し，遺贈を放棄し，負担付贈与の申込みを承諾し，又は負担付遺贈を承認すること
- 8号 新築，改築，増築又は大修繕をすること
- 9号 民法602条（短期貸借）に定める期間を超える貸借をすること
なお，日用品の購入その他日常生活に関する行為については，保佐人の同意を要しないものとされています。

Q 2 2 保佐人の仕事の進め方

同意権，代理権とは何ですか。また，保佐人が，被保佐人の行為に同意したり，代理権を行使したりする場合には，どのようなことに注意すればよいでしょうか。

A 保佐人は，被保佐人が行おうとする行為について，その必要性や意向を聴取し，同意をするか，しないかの判断をします。なお，保佐人の同意がないままで被保佐人がした行為については，取消しをするか，追認をするかを判断します。

保佐人が行使する代理権は，申立てにより審判で定められます。保佐人としてできることは，審判によって付与された代理権の範囲に限定されます。また，審判で付与された代理権がある行為については，被保佐人に代わってこれを行います。

これらを行う際，保佐人は，被保佐人の意思を尊重し，その心身の状態及び生活状況に十分配慮してください。

1 同意権について

(1) 同意権とは

被保佐人は，民法13条1項各号に定められている行為(Q 2 1 参照)と，家庭裁判所で特に定めた行為を行うとき，あらかじめ保佐人の同意を得る必要があります。このとき，被保佐人がしようとする行為について，保佐人が同意するかどうかの判断をする権限を同意権といいます。

(2) 同意権の行使の方法

被保佐人の行為に同意する場合には，契約書等に被保佐人が署名押印した後に，「上記行為（又は契約）に同意します。」などと記し，「被保佐人○○○ ○保佐人」として保佐人が署名押印します。被保佐人が保佐人の同意を得ないで民法13条1項各号に定められている行為や家庭裁判所で特に定めた行為を

した場合には、保佐人はこれを取り消すことができますし、取り消さずに追認をする（この場合は取消権がなくなります。）こともできます。

取消権の行使は、保佐人から相手方に対する意思表示により行います。少なくとも、法律行為（契約など）を特定し、それを取り消す旨を表示する必要があります。例えば、「被保佐人〇〇と貴殿とが（△△年△△月△△日に）した□□の売買契約を取り消す。」ことで足りませんが、加えて問題の解決方法（精算のための示談を望むとか民事訴訟を提起するなど）を示すこともあります。

また、契約等の相手方から、被保佐人の行為を取り消すか追認するかの確答を求められた場合、以下のとおり、その行為を追認するか取り消すかいずれかに確定させることができます。

ア 相手方が、保佐人に対し、1か月以上の期間を定めて追認するかどうかの確答を求めた場合に、保佐人が確答しなければ、追認したものとみなされます（民法20条2項）。よって、契約は有効になります。

イ 相手方が、被保佐人に対し、1か月以上の期間を定めて保佐人の追認を得るように求めた場合に、被保佐人がその期間内に追認を得たとの通知をしなかったときは、取り消したものとみなされます（民法20条4項）。よって、契約は初めから無効であったことになります。

ただ、被保佐人が詐術を用いて契約などの法律行為をしたときは、その法律行為を取り消すことはできません（民法21条）。詐術とは、行為能力を制限されていないと相手方に誤信させる行為です。

2 代理権について

保佐人が、審判で付与された特定の法律行為について、被保佐人に代わって法律行為を行うことのできる権限を代理権といいます。

保佐人が行使する代理権は、申立てにより審判で付与されます。保佐人として代理できる行為は、審判によって定められた代理権の範囲に限定されます。したがって、保佐人に選任された人は、まず、審判書の謄本をよく読み、自分にどの

ような代理権が付与されているのか、よく確認してください。

3 代理権の追加・取消

新しい事柄について更に代理権が必要になった場合には、新たに審判が必要になります。その場合は、「保佐人に対する代理権の付与」の申立てをしてください。家庭裁判所は、被保佐人の意見を聴いた上で、追加の必要性等を考慮して審判することになります。

また、付与された代理権の必要がなくなったり、内容が特定の不動産の売却のようなものであった場合には、代理権の対象となった行為の終了に伴って代理権の付与の審判の取消しを申し立てることもできます。

Q 2 3 補助人の仕事

補助人に選任されました。補助人はどのような仕事をするのでしょうか。

A 補助人は、被補助人の意思を尊重しながら、付与された同意権・代理権の範囲内で、被補助人の生活、療養看護及び財産に関する事務を行うことになります。

補助人は、精神上の障害により判断能力が不十分になり、重要な財産行為等をするには援助が必要な場合がある方(被補助人)の援助をします。実際には、被補助人が自分でできることは自分で行いますが、申立てにより家庭裁判所が定めた行為については、補助人が同意したり、代理権を行使したりします。

補助人となられた方は、同意権と代理権の意味や自分にどのような行為について同意権や代理権が付与されているのかをよく理解し、被補助人の意思を十分に尊重する一方、被補助人の利益にならない行為に対しては同意を与えないようにしたり、付与されている代理権を適正に行使するといったことが要求されます。そのため、その仕事の遂行に当たっては、補助の制度と自分に与えられた補助人としての仕事の重要性とその内容の十分な理解が不可欠となります。

家庭裁判所の審判により同意を要すると定められた法律行為について、被補助人が補助人の同意を得ないで、契約などを行ってしまった場合、補助人は、その行為が被補助人にとって不利益であればこれを取り消し、不利益でないと考えられる場合にはこれを追認したりします。

また、補助人が家庭裁判所の審判で代理権を付与されている場合には、その代理権の範囲で、被補助人の代わりに法律行為をします。

Q 2 4 補助人の仕事の進め方

同意権、代理権とは何ですか。また、補助人が、被補助人の行為に同意したり、代理権を行使したりする場合には、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

A 補助人が行使する同意権や代理権は、申立てにより審判で定められます。補助人としてできることは、審判で付与された同意権・代理権の範囲に限定されます。

補助人は、被補助人が行おうとする行為について、その必要性や意向を聴取し、同意をするかしないかの判断をします。なお、補助人の同意がないままで被補助人がした行為については、取消しをするか、追認をするかを判断します。

また、審判で付与された代理権がある行為については、被補助人に代わってこれを行います。

これらを行う際、補助人は、被補助人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活状況に十分配慮してください。

1 同意権について

(1) 同意権とは

被補助人は、補助人の同意を要すると家庭裁判所で定めた行為を行うとき、あらかじめ補助人の同意を得る必要があります。このとき、被補助人がしようとする行為について、補助人が同意するかどうかの判断をする権限を同意権といいます。

(2) 同意権の行使の方法

被補助人の行為に同意する場合には、契約書等に被補助人が署名押印した後に、「上記行為(又は契約)に同意します。」などと記し、「被補助人〇〇〇〇補助人」として補助人が署名押印します。被補助人が補助人の同意を得ないで補助人の同意を要すると定められた行為をした場合には、補助人はこれを取り

消すことができますし、取り消さずに追認をする（この場合は取消権がなくなります。）こともできます。

取消権の行使は、補助人から相手方に対する意思表示により行います。少なくとも、法律行為（契約など）を特定し、それを取り消す旨を表示することが必要です。例えば、「被補助人〇〇と貴殿とが（△△年△△月△△日に）した□□の売買契約を取り消す。」ことで足りませんが、加えて問題の解決方法（精算のための示談を望むとか民事訴訟を提起するなど）を示すこともあります。

また、契約等の相手方から、被補助人の行為を取り消すか追認するかの確答を求められた場合、以下のとおり、その行為を追認するか取り消すかいずれかに確定させることができます。

ア 相手方が、補助人に対し、1か月以上の期間を定めて追認するかどうかの確答を求めた場合に、補助人が確答しなければ、追認したものとみなされず（民法20条2項）。よって、契約は有効になります。

イ 相手方が、被補助人に対し、1か月以上の期間を定めて補助人の追認を得るように求めた場合に、被補助人がその期間内に追認を得たとの通知をしなかったときは、取り消したものとみなされます（民法20条4項）。よって、契約は初めから無効であったことになります。

ただ、被補助人が詐術を用いて契約などの法律行為をしたときは、その法律行為を取り消すことはできません（民法21条）。詐術とは、行為能力を制限されていないと相手方に誤信させる行為です。

2 代理権について

補助人が、審判で付与された特定の法律行為について、被補助人に代わって法律行為を行うことのできる権限を代理権といいます。

補助人が行使する代理権は、申立てにより審判で付与されます。補助人として代理できる行為は、審判によって付与された代理権の範囲に限定されます。したがって、補助人に選任された人は、まず、審判書の謄本をよく読み、自分にどの

ような代理権が付与されているのか、よく確認してください。

3 同意権，代理権の追加・取消

新しい事柄について更に同意権や代理権が必要になった場合には，新たに審判が必要になります。その場合は，「補助人の同意を要する行為の定め」の申立て，「補助人に対する代理権の付与」の申立てをしてください。家庭裁判所は，被補助人の意見を聴いた上で，追加の必要性等を考慮して審判することになります。

補助人には，審判で定められた事項についてのみの同意権や代理権しか付与されていませんので，例えば遺産分割手続を行う代理権のみを有している補助人について，対象となった遺産分割手続が完了してしまったり，被補助人が同意を要する行為を行う可能性がなくなってしまうなど，これ以上補助人として代理権を行使したり，被補助人の法律行為に同意したりすることがなくなってしまう場合があります。

このように審判に定められた同意を要する行為や代理権を有する行為がすべて終わってしまったときは，そのままの状態を放置することなく，速やかに家庭裁判所に対し，「補助人の同意を要する行為の定め」の審判の取消し」の申立て，「補助人に対する代理権付与の審判の取消し」の申立てをしてください。申立てが認められ，補助人に与えられていた同意権，代理権のすべてが取り消された場合には，家庭裁判所は職権で補助開始の審判を取り消すこととなり，これによって補助人としての職務も終了することになります。この場合，補助開始の登記の抹消は家庭裁判所が行うこととなります。財産管理に関する代理権が付与されている場合は，これまで管理していた財産を被補助人であったご本人に引き継ぎ，ご本人から受け取った引継書（受領書）を家庭裁判所に提出してください。

現金出納帳の作成について

【通帳（〇〇銀行△△支店の口座）】

	年月日	摘要	預り金額	支払金額	残高
①	25.2.8	自動受払機(ATM)		30,000	3,432,286
↙	25.2.15	年金	150,000		3,582,286
④	25.2.20	施設使用料		53,000	3,529,286
↙	25.2.27	〇〇市福祉医療費	18,726		3,548,012
④	25.2.28	固定資産税		14,500	3,533,512
①	25.3.12	自動受払機(ATM)		20,000	3,513,512
④	25.3.21	施設使用料		56,320	3,457,192
↙	25.3.29	〇〇市福祉医療費	19,282		3,476,474
①	25.3.29	自動受払機(ATM)		30,000	3,446,474
↙	25.4.15	年金	150,000		3,596,474

【現金出納帳】

	年月日	摘要	受入金額	出金額	残高
②	25.2.8	〇〇銀行△△支店口座から払出し	30,000		30,000
③	25.2.11	本人・衣類(パジャマ・下着)		3,272	26,728
③	25.2.12	本人面会・交通費往復分(後見人自宅～本人入所施設)		880	25,848
③	25.2.20	本人・散髪		3,000	22,848
③	25.2.23	本人・日用品(タオル・ティッシュペーパー・オムツ)		8,248	14,600
③	25.2.25	本人面会・交通費往復分(後見人自宅～本人入所施設)		880	13,720
②	25.3.12	〇〇銀行△△支店口座から払出し	20,000		33,720
③	25.3.12	本人・衣類(春物シャツ・ズボン)		18,573	15,147
③	25.3.13	本人・食料品(お菓子・ジュース)		4,385	10,762
③	25.3.15	本人面会・交通費往復分(後見人自宅～本人入所施設)		880	9,882
③	25.3.20	本人・散髪		3,000	6,882
③	25.3.27	本人・日用品(タオル・ティッシュペーパー・オムツ)		6,321	561
②	25.3.29	〇〇銀行△△支店口座から払出し	30,000		30,561
③	25.3.31	本人面会・交通費往復分(後見人自宅～本人入所施設)		880	29,681

- ① ATMから出金した金銭の用途については、通帳の記載を見ただけでは分かりません。
- ② ATMから出金した金額(上記①の金額)を、現金出納帳の「受入金額」欄に記載します。
- ③ 現金による支払いがあった場合には、現金出納帳の「出金額」欄に記載します。
領収書(レシート)を必ず保管してください。
- ④ 口座振替になっている支出については、現金出納帳に記載する必要はありません。
請求書(口座振替明細書)を必ず保管してください。